



2015、5月号

5月に入り、汗ばむほどの日も増えてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
さて、27年4月1日以後開始する課税期間から、一部改正されている制度があります。
今月のテーマは、「簡易課税制度（消費税）のみなし仕入率の見直し」です。

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。

消費税の簡易課税制度とは、仕入控除税額を、課税売上高に対する税額の一定割合とすることで、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる制度です。この一定割合を「のみなし仕入率」といい、売上げを事業の種類ごとに区分し、それぞれの区分ごとののみなし仕入率を適用します。

事業の種類		のみなし仕入率 (改正前)	のみなし仕入率 (改正後)
卸 売 業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者 に販売する事業	90% (第一種)	90% (第一種)
小 売 業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に 販売する事業（※製造小売業は第三種事業）	80% (第二種)	80% (第二種)
製 造 業 等	農業、林業、建設業、製造業、製造小売業など (※加工賃等の料金を受け取って役務を提供する 事業は第四種事業)	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

今回の改正は、金融・保険業や不動産業を営んでおられ、消費税の簡易課税制度を選択されているお客様にとって大きな影響があります。また、この改正に関して一部のお客様には、経過措置が適用される場合があります。何かご不明な点等ございましたら、弊所にお問い合わせください。

2015年5月吉日 作成者 藤下



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022

FAX06-6944-1033



Yoshida Magumi